

## 品川区災害対策職員待機寮の運営に関する要綱

制定	平成 2 年 4 月 6 日	区長決定
	平成 2 年 5 月	要綱第 30 号
改正	平成 4 年 5 月 6 日	部長決定
	平成 4 年 5 月	要綱第 47 号
改正	平成 9 年 3 月 10 日	部長決定
	平成 9 年 4 月	要綱第 47 号
改正	平成 13 年 5 月 3 日	部長決定
	平成 13 年 6 月	要綱第 152 号
改正	平成 21 年 3 月 27 日	部長決定
	平成 21 年 4 月	要綱第 163 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	部長決定
	平成 27 年 4 月	要綱第 311 号

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、品川区が防災対策事業の一環として設置する災害対策職員待機寮（以下「災害待機寮」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 災害待機寮 区が夜間、休日等において、正規の勤務時間外に発生した地震等の災害時の初動連絡等に従事する職員を確保するため設置した居住用家屋およびこれに付帯する工作物その他の施設をいう。
- (2) 初動連絡態勢 地震等の災害発生初期における情報の収集および連絡を図る態勢をいう。この場合において、初期とは、災害対策本部長室（以下「本部長室」という。）が開設され、かつ、円滑な災害対策業務が遂行されるまでの間をいう。
- (3) 職員 本区に勤務する職員のうち、災害待機寮に入居した者をいう。

### (職員の指定)

第 3 条 防災まちづくり部長は、災害待機寮ごとに連絡等を担当する者（以下「連絡担当責任者」という。）3 人以内を職員のうちから指定する。

### (職員の職務)

第 4 条 総合庁舎に参集する職員は、夜間、休日等動員態勢および特別非常配備態勢により参集した区職員とともに、初動連絡および本部長室の開設準備にあたり、残留する職員は、災害待機寮およびその周辺の初期消火にあたる。

2 前項において、本部長室が本来の業務を遂行できる状況になったときは、職員

は通常の配備態勢に移行する。

3 職員は、出張、旅行等により3日以上継続して災害待機寮を不在にする場合は、あらかじめその不在期間を連絡担当責任者を經由して防災課長に報告する。

4 連絡担当責任者は、災害発生初期において情報を収集し、連絡をとりまとめ、本部長室の開設準備または災害待機寮もしくは周辺の初期消火を総括する。

(講習会、訓練等への参加)

第5条 職員は、災害対策上必要な知識および技能を積極的に習得するものとし、入居期間中に救命講習会および無線講習会に参加し、修了資格を取得するものとする。

2 職員は、防災課で作成する防災訓練年間計画により実施する各種訓練、防災講演会等へ参加するものとする。

(入居の取消し)

第6条 防災課長は、前条の規定による定期的実施する各種訓練等への参加が少ない者に対して、年度末に職員住宅運営委員会に参加状況を報告するとともに、所属長を通じて嚴重に注意を促さなければならない。

2 2年連続して各種訓練等への参加が少ない者については。職員住宅運営委員会の議を経て、「品川区職員住宅の設置および管理に関する規則」(昭和58年品川区規則第17号)第18条第1項第3号の規定に基づき、入居の承認を取り消すことができる。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

2 品川区災害対策職員待機寮の設置および管理に関する要綱(昭和54年2月21日 区長決定)は廃止する。

付 則(平成4年5月6日第3条、第7条改正)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成9年3月10日第5条改正)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成13年4月3日第3条、第7条改正)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。